

地方公務員の給料表の種類について

地方公務員の給料表の種類については、当該給料表が適用される職員の数、人事交流の状況、勤務の実態等を考慮し、できる限り簡素化することが適当とされている（昭和32年6月1日自乙公発第51号自治庁次長通知）。

また、一般行政職以外のある職種に属する職員はいるが、その職員数が極めて少数なため、これらの者のための特別の給料表を設定しない団体においては、これらの職員が一般行政職の給料表の適用を受けることとなる場合がある。

（参考）地方公務員の給与制度等の改正について（抄）（昭32年6月1日自乙公発第51号自治庁次長通知）

第1 給料表制度の改正

1 給料表の種類

(1) 給料表の種類は、当該給料表が適用される職員の数、人事交流の状況、勤務の実態等を考慮し、できる限り簡素化することが適当であること。

なお、その基準をあげれば、次のとおりであること。

イ 原則として用いるもの

行政職給料表(一)

公安職給料表(一)

教育職給料表(一)、(二)、(三)、(四)

研究職給料表

医療職給料表(一)、(二)、(三)

福祉職給料表(平11 本項追加)

第一号任期付研究員給料表(平12 本項追加)

第二号任期付研究員給料表(平12 本項追加)

特定任期付職員給料表(平14 本項追加)

ロ 必要がある場合に限って用いるもの

海事職給料表(一)、(二)

ハ 原則として用いないもの

行政職給料表(二)

専門行政職給料表(昭60 本項追加)

税務職給料表

公安職給料表(二)

指定職給料表(昭39 本項追加)

(2) 職員数の比較的少ない市町村においては、それぞれの実情に即するように(1)の基準より簡素化することが適当であること。

(3) 特別な給料表を用いない場合において必要があるときは、当該職の実態により、給料の調整額、特殊勤務手当又は資格基準において適宜措置し、給与の均衡を図ることが適当であること。

(4) 給料表制度の改正に伴い、従前当該職の実態にかんがみ支給していた給料の調整額、特殊勤務手当等があるときは、これについて、再検討を加えるものとする。